

第2次高松市緑の基本計画(改定)

令和2年3月

高 松 市

目 次

第1章 緑の基本計画と計画改定の趣旨	1
1.1 緑の基本計画の概要.....	1
1.2 計画改定の趣旨.....	1
1.3 計画対象区域.....	2
1.4 本計画が対象とする緑.....	2
1.5 緑の機能.....	4
第2章 現況調査	6
2.1 本市の概況.....	6
2.2 緑の現況.....	10
第3章 緑地の分析	15
3.1 現況分析.....	15
3.2 目標達成状況.....	33
3.3 第2次計画の進捗に関する分析・評価.....	33
第4章 市民意識調査	35
4.1 市民満足度調査の実施結果.....	35
4.2 みどりの保全・創造に対する市民ニーズ.....	36
4.3 「みどりの保全・創造」施策の重要度向上についての検討.....	41
第5章 上位計画における緑の方向性	42
5.1 上位・関連計画における将来像と緑の方向性.....	42
5.2 関連法等の改正.....	51
第6章 高松市を取り巻く緑に関する課題	55
6.1 緑に関する課題の整理.....	55
第7章 計画の基本方針	58
7.1 基本理念.....	58
7.2 緑の将来像.....	58
7.3 基本方針及び施策の体系.....	60
第8章 計画の目標水準	63
8.1 計画フレーム及び目標水準.....	63
第9章 実現のための施策と主な取組み	64
9.1 基本方針1：みどりをまもり、つたえる まちづくり.....	64
9.2 基本方針2：みどりをつくり、育てる まちづくり.....	70
9.3 基本方針3：みどりの環境と共生する まちづくり.....	75
9.4 基本方針4：みどりをみんなでふやし、育む まちづくり.....	77

第10章 緑の地域別計画	81
10.1 緑の地域別計画.....	81
10.2 地域区分の設定.....	81
10.3 都心地域.....	83
10.4 東部地域.....	88
10.5 中部地域.....	94
10.6 西部地域.....	100
10.7 南部地域.....	106
10.8 島しょ地域.....	112
第11章 計画の実現に向けて	115
11.1 計画推進の役割.....	115
11.2 制度の活用.....	116
11.3 計画の運用・管理.....	116

第1章 緑の基本計画と計画改定の趣旨

1.1 緑の基本計画の概要

「緑の基本計画」とは、都市緑地法に規定されている「緑地の保全及び推進に関する基本計画」であり、住民に最も身近な地方公共団体である市町村が中長期的な観点に立って策定する総合計画である。

本計画は、緑に関する将来の望ましい姿を定め、それを実現する緑の保全、公園の整備、公共施設や民有地の緑化、緑化意識の普及啓発などを含めた施策の方針を明らかにし、緑豊かなまちづくりを総合的・計画的に進める指針となるものである。

緑の基本計画の特色は、以下のとおりである。

緑の基本計画の特色

- ① 都市緑地法（第4条）に基づく法定計画
- ② 住民に最も身近な地方公共団体である市町村が策定する計画
- ③ 行政区域全体を対象とする計画であり、また、公共公益施設だけでなく民有地も計画の対象となる。
- ④ 法律に基づく措置から普及啓発活動等のソフト施策に至る幅広い内容が含まれる。
- ⑤ 計画の実効性を高めるため、市民に対する計画内容の公表が義務付けられている。

1.2 計画改定の趣旨

本市は、これまで「高松市都市緑化推進基本計画（平成3年3月）」、「高松市都市緑化推進実施計画（平成5年2月）」、「高松市緑のマスタープラン（平成6年3月）」、「第2次高松市緑の基本計画（平成22年9月）」の策定とそれに伴う都市緑化施策の推進等、公園緑地を含めた緑の整備に積極的に取り組んできた。

そして、平成28年度に本市の目指すべき都市像として、「活力にあふれ 創造性豊かな 瀬戸の都・高松」を目指した「第6次高松市総合計画」が始動した。

総合計画では、まちづくりの目標の一つに「安全で安心して暮らし続けられるまち」を掲げ、環境と共生する持続可能な循環型社会の形成と生活環境の向上を目指している。これを実現するためには、緑に関する施策が大きくかかわっており、より具体的な方向を提示していくことが求められている。

また、平成29年8月には、「高松市都市計画マスタープラン」を改定し、公共交通を基軸とした集約型都市（コンパクト・プラス・ネットワーク）の構築を将来都市構造として掲げ、新たな都市づくりに取り組んでおり、この将来都市構造を実現するために、緑が担う役割を明確にしていける必要がある。

一方で、平成29年5月に都市緑地法等の一部を改正する法律が公布され、緑を取り巻く環境が変化している。

こうしたことから、具体的な緑に関する施策の方向性を示す「第2次高松市緑の基本計画」についても、総合計画の都市像の実現に向けて、実効性のある計画とすることが求められてお

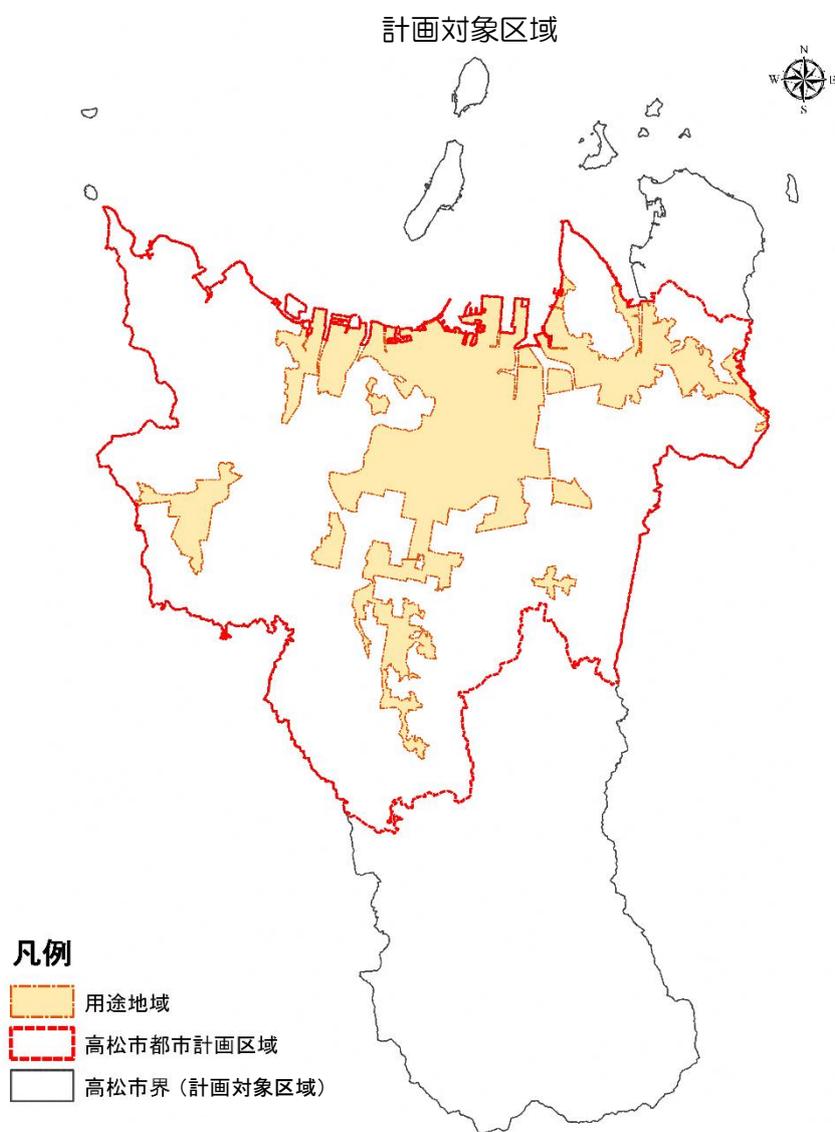
り、これまでの取組みをもとに、緑をとりまく高松市の状況を改めて認識し、緑地の保全から公園の整備、民有地の緑化推進までの緑全般について、将来のあるべき姿とそれを実現するための目標及び方針を示すことを目的とし、緑の基本計画を改定する。

1.3 計画対象区域

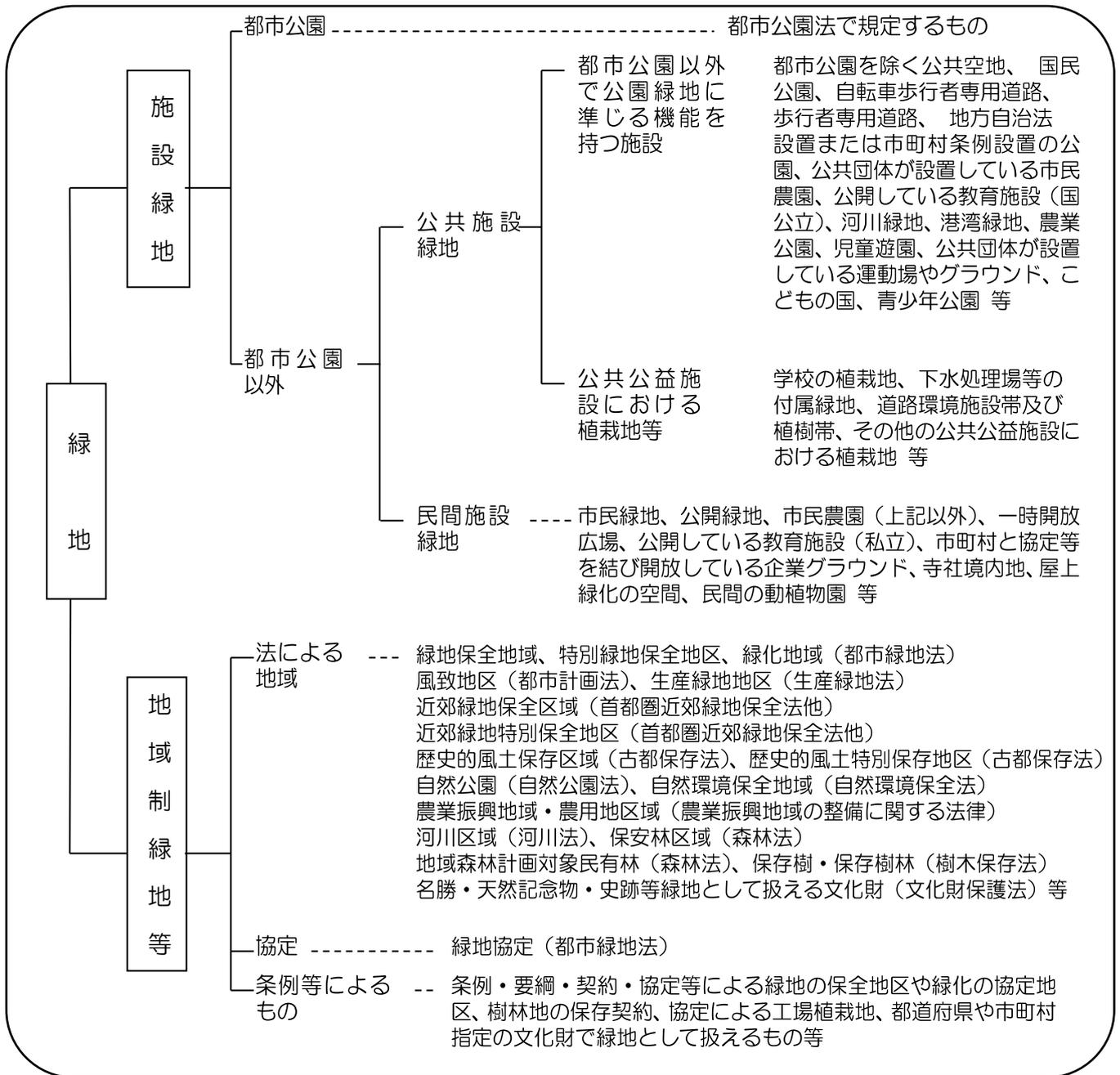
緑の基本計画の計画対象区域は、通常、市町村の行政区域の都市計画区域内となる。しかし、本市では、都市計画区域外の地域についても、都市計画区域内との総合的、一体的な緑の保全・整備が不可欠であると考え、全市域を計画対象区域とする。

1.4 本計画が対象とする緑

本計画では、都市公園や都市公園以外に分類される施設緑地と法や協定、条例などによる地域制緑地等における公有地から民有地も含めた幅広い緑を対象とする。



本計画では、以下に示す緑地を対象とする。



注意 1) 公共施設緑地とは、都市公園以外の公有地、または公的な管理がなされており、公園緑地に準じる機能を持つ施設

2) 民間施設緑地とは、民有地で公園緑地に準じる機能を持つ施設。一般的には以下のような要件をもつものが考えられるが、具体的に位置づける場合は実情に合わせて適宜判断する。

- ・公開しているもの
- ・500㎡以上の一団となった土地で、建ぺい率が概ね20%以下であるもの
- ・永続性の高いもの
- ・都市緑地法の規定に基づく、市民緑地については300㎡以上のもの

1.5 緑の機能

緑は人々の生活の中でかけがえのないものであり、様々な機能を有している。本計画では、緑の有する機能を以下に示す4つの機能に分類し、検討する。

■ 環境保全機能

○郷土の歴史風土を継承する機能

- ・歴史的・文化的資源と一体となった環境の保全機能がある。
- ・優れた農林業地などの歴史的風土を、保全、継承する機能がある。

○生物の多様性を確保し、人と自然が共生する都市環境の形成機能

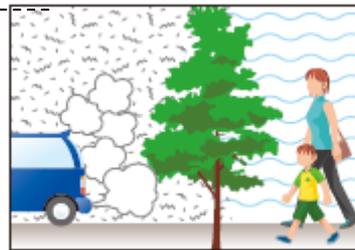
- ・都市環境の基盤をなす生態系や身近な自然環境を形成する。
- ・野生生物の生育地・生息地として生態系を構成する。

○地球温暖化やヒートアイランド化の緩和など、都市環境の改善機能

- ・緑は、植物の蒸散作用によりヒートアイランド化を緩和する働きがある。
- ・適正に管理された森林は、温室効果ガスの吸収源として高い効果がある。



生物の生息環境



気温の緩和、大気汚染の浄化



省エネルギーに寄与

■ レクリエーション機能

○市民の交流・活動の場の提供

- ・住民に、運動、遊び場、休養・休息、集い、自然とのふれあいなどの場を提供する。
- ・地域コミュニティ活動の場となる。



散策・自然学習の場



休養・休息の場



運動・遊びの場

■ 防災機能

○災害に対する都市の安全性向上

- ・大規模地震や大規模火災等の災害に対して、延焼を防止し、避難路や避難地として、また、消防や救急、復旧活動の拠点としての機能がある。
- ・雨水の浸透・調整などの機能により、土砂災害や洪水の防止機能がある。



延焼の遅延や防止



災害時の避難場所



流量の調整、洪水の防止

■ 景観形成機能

○都市の魅力をもつ美しい景観形成機能

- ・地域の地形や気候、風土などと結びついて、ふるさとの風景をつくる。
- ・潤いのあるまち並みを形成し、都市景観に風格を与える。



自然景観の構成



田園風景の構成

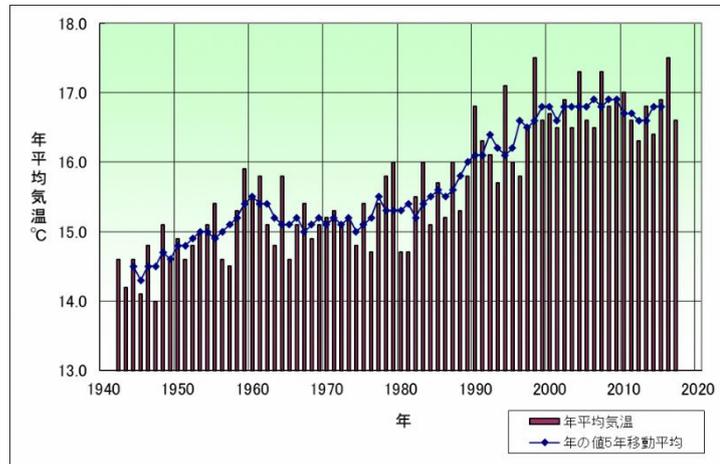


都市景観に風格を与える

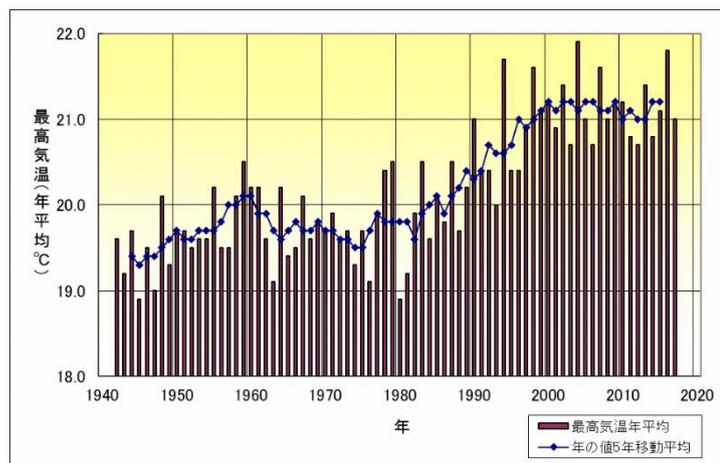
(2) 気象環境

本市は、瀬戸内海気候区に属しており、年間を通じて気温の差が小さく、温暖な気候となっている。最高気温年平均が約21℃、最低気温年平均が約13℃であり、年平均気温は約17℃である。地球温暖化の影響により、20世紀後半で年平均気温が約2℃上昇している。

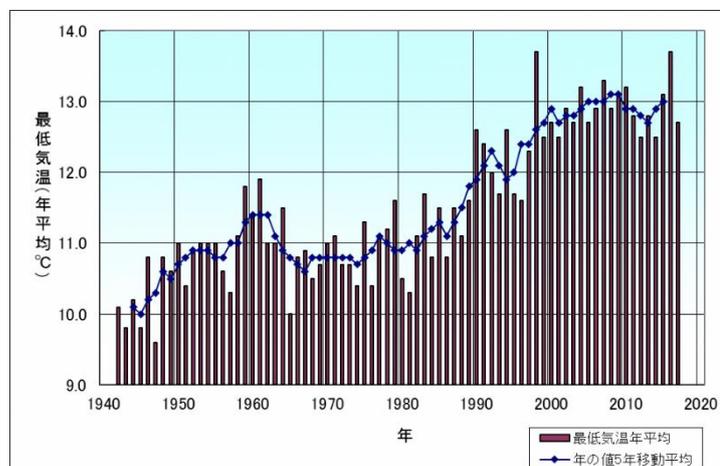
高松地方気象台における年平均気温の経年変化（1942～2017）



高松地方気象台における最高気温(年平均値)の経年変化（1942～2017）

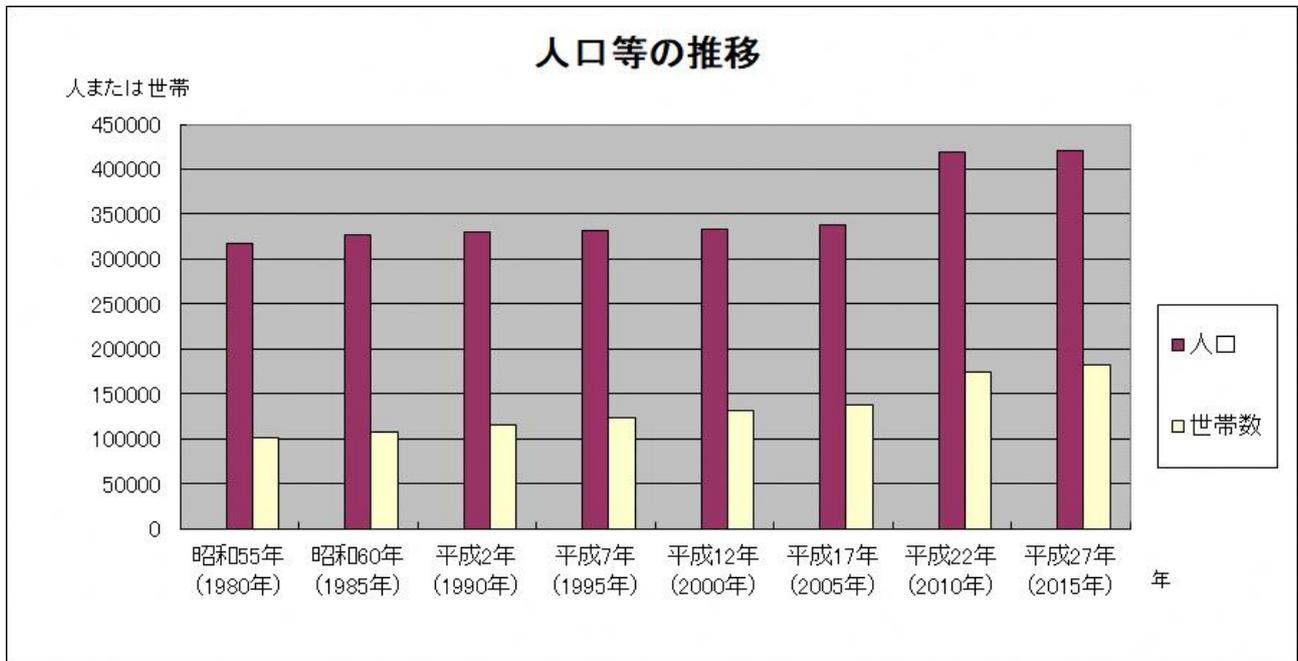


高松地方気象台における最低気温(年平均値)の経年変化（1942～2017）



(3) 人口・世帯数

本市の人口及び世帯数は、近年ほぼ横ばいの状態であったが、平成17年9月26日に塩江町と、また、18年1月10日には牟礼町・庵治町・香川町・香南町・国分寺町の周辺5町との合併により、大幅に増加した。なお、平成22年から平成27年にかけては、ほぼ同じである。

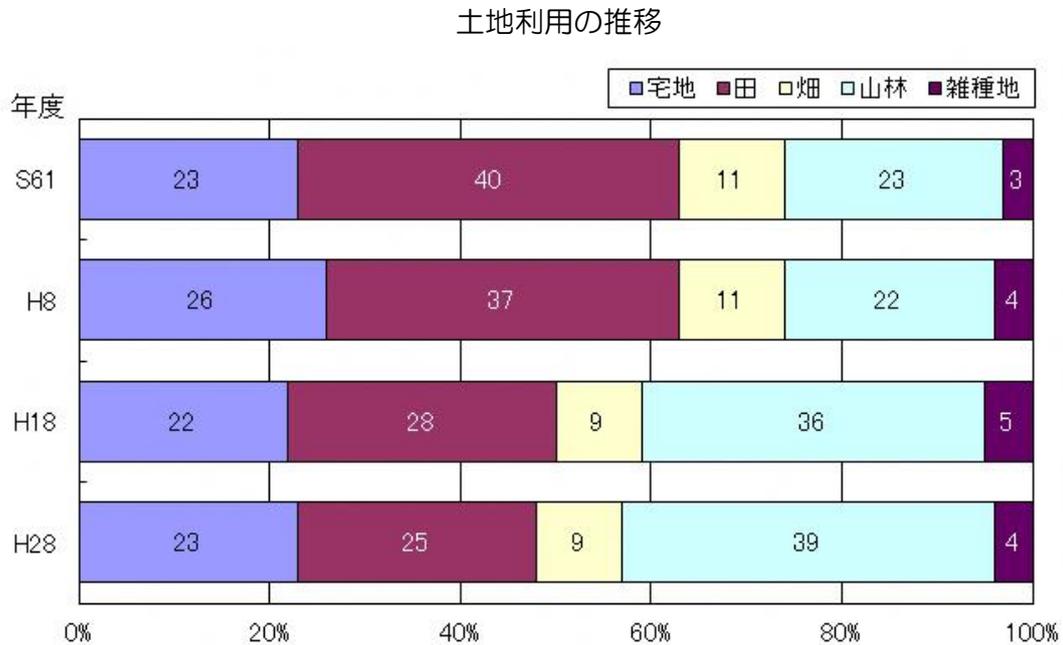


区分	昭和55年 (1980年)	昭和60年 (1985年)	平成2年 (1990年)	平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)
人口	316,661	326,999	329,684	331,004	332,865	337,902	419,429	420,748
世帯数	101,378	107,356	114,809	123,457	131,370	137,944	174,278	182,047
1世帯当たりの人口	3.12	3.05	2.87	2.68	2.53	2.45	2.41	2.31

※各年10月1日現在の国勢調査による。

(4) 土地利用

本市の土地利用の推移を固定資産税課税区分の土地の地目の割合をみると、田や畑が減少傾向にあるが、平成 17 年以降の近隣町との合併により、山林は大幅に増加した。



(出典：平成 29 年度版高松市環境白書)

地目別土地利用面積 (単位:㎡)

	総数	田	畑	宅地	山林	原野(牧場)	池沼	雑種地	その他
面積(㎡)	375,440,000	59,657,431	20,694,179	56,766,611	96,343,856	514,723	100,480	10,528,647	130,834,073
比率(%)	100%	15.89%	5.51%	15.12%	25.66%	0.14%	0.03%	2.80%	34.85%

※平成 28 年 1 月 1 日現在

(出典：香川県統計年鑑 平成 29 年刊行)

本市の総面積 375.52km² の内、地目別に見ると、その他を除いて山林が最も多く、田、宅地の順である。

2.2 緑の現況

(1) 施設緑地

施設緑地には、都市公園法に基づいた「都市公園」と都市公園以外の「公共施設緑地」及び「民間施設緑地」に区分される。「公共施設緑地」とは都市公園以外の公有地、または公的な管理がなされている公園緑地に準ずる機能を持つ施設であり、「民間施設緑地」とは、民有地で公園緑地に準じる機能を持つ施設を指す。

本市における都市公園等（平成 30 年 4 月 1 日現在）は、315 箇所で面積は 381.11ha であり、本市の人口が、420,233 人（平成 30 年 3 月 1 日現在）であることから、市民一人当たりの公園面積は、9.07/人（381.11ha/420,233 人）となっている。

また、都市計画区域内における都市公園等は、292 箇所で面積は 355.32ha であり、本市の都市計画区域内人口が、408,222 人（平成 30 年 3 月 1 日現在）であることから、都市計画区域内一人当たりの公園面積は、8.70 m²/人（355.32ha/408,222 人）である。

都市公園等の箇所および面積

(平成 30 年 4 月 1 日現在)

種 別	都市計画区域内		全 市 域	
	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)
街 区 公 園	233	31.26	248	33.87
近 隣 公 園	15	24.94	15	24.94
地 区 公 園	3	17.70	3	17.70
総 合 公 園	2	24.28	3	46.46
運 動 公 園	2	78.10	2	78.10
歴 史 公 園	2	83.72	2	83.72
墓 園	2	16.06	2	16.06
広 域	1	40.52	1	40.52
緑 道	5	1.48	6	2.08
緑 地	27	37.26	33	37.66
計	292	355.32	315	381.11
一人当たりの公園面積	8.70 (m ² /人)		9.07 (m ² /人)	

※県管理公園を含む

また、都市公園等以外で公園緑地に準ずる機能を有するものとして、ちびっこ広場※、ポケットパークがある。

※ちびっこ広場とは、空地となり使用されていない土地について、所有者の方々の善意によって開放していただいている土地である。

都市公園等以外で公園緑地に準ずる機能を有する緑地面積

名 称	箇所数	面積 (ha)	構成比 (%)	備 考
ちびっこ広場	59	5.05	37.05	
ポケットパーク	15	0.36	2.64	
農 村 公 園	16	8.22	60.31	
合 計	90	13.63	100.00	

ここで、都市公園等と都市公園等以外を含めた施設緑地の面積は下記のとおりである。

また、都市公園等以外の公園も含めた市民一人当たりの公園面積は、9.39 m²/人 (394.74ha/420,233人) となっている。

施設緑地面積

名 称	箇所数	面積 (ha)	構成比 (%)	備 考
都 市 公 園 等	315	381.11	96.55	
都市公園等以外で 準ずる機能を有する 緑 地	90	13.63	3.45	
合 計	405	394.74	100.00	



芝生化された中央公園

(2) 地域制緑地

地域制緑地は、「法によるもの」や「協定によるもの」、「条例等によるもの」の3つに分けられ、「法によるもの」には、風致地区、近郊緑地保全区域、歴史的風土保存区域、緑地保全地域、特別緑地保全地区、生産緑地地区、緑化地域等が含まれ、一定の土地の区域に対して指定し、その土地利用を規制することで、良好な自然環境などの保全を図ることを目的とした都市計画体系上の緑地保全に係る制度の総称である。

なお、本市では現在、「協定によるもの」に関する緑地は存在していない。

法によるもの

名 称	面積 (ha)	備 考
風 致 地 区	230	都市計画法
瀬戸内海国立公園	2,910	自然公園法
農 用 地 区 域	4,835	農業振興地域の整備に関する法律
保 安 林	2,166	森林法
地域森林計画対象民有林	12,667	森林法

条例等によるもの

名 称	面積 (ha)	備 考
大滝大川県立自然公園	1,081	香川県立自然公園条例
藤尾山自然環境保全地域	37.27	香川県立自然環境保全条例
公 洩 森 林 公 園	93	香川県森林公園条例
ド ン グ リ ラ ン ド	31	香川県森林公園条例

※大滝大川県立自然公園の公園全体面積は 2,363ha であり、高松市域分面積が 1,081ha である。

(3) 緑被の状況

本市の緑被率については、環境省が実施した第6～7回自然環境保全基礎調査の植生調査に基づき集計した結果である。

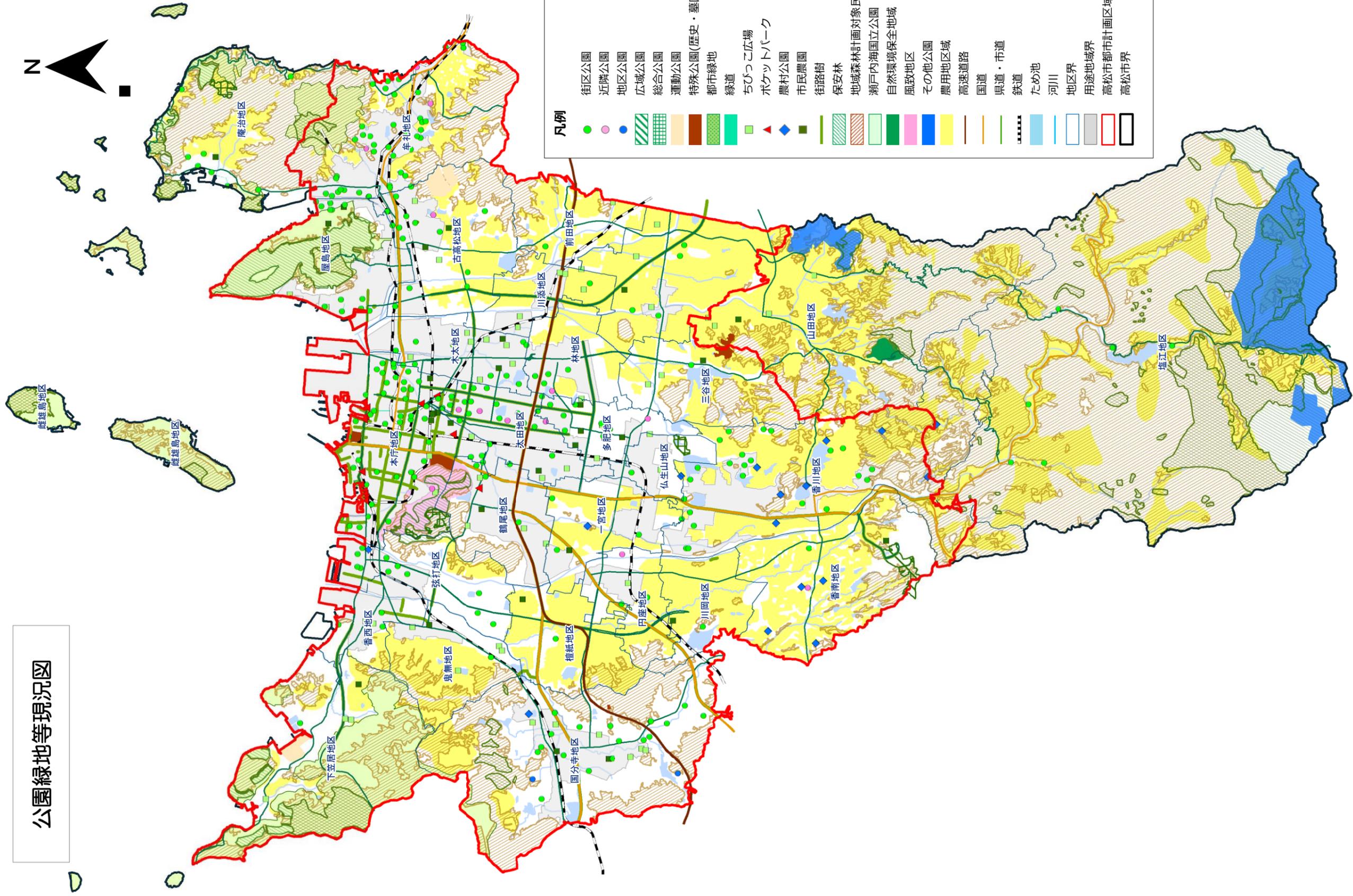
緑被の状況は、市域面積に対しては 66.69%、都市計画区域では 51.68%、用途地域（市街地）では 10.61%となっている。

緑の面積では農地（水田・畑地・果樹園）が最も多く、続いて山地部のアカマツ林が代表的な植生となっている。

分 類	面積 (ha)	緑被面積 (ha)	緑被率 (%)
市 全 域	37,552	25,038	66.69
都 市 計 画 区 域	24,029	12,419	51.68
用途地域（市街地）	6,474	686	10.61

注) 緑被面積は GIS により求積。

公園緑地等現況図



凡例

●	街区公園
●	近隣公園
●	地区公園
●	広域公園
■	総合公園
■	運動公園(歴史・墓園)
■	特殊公園(歴史・墓園)
■	都市緑地
■	緑道
▲	ちびっこ広場
▲	ポケットパーク
■	農村公園
■	市民農園
■	街路樹
■	保安林
■	地域森林計画対象民有林
■	湖戸内海国立公園
■	自然環境保全地域
■	風致地区
■	その他公園
■	農用地区域
■	高速道路
■	国道
■	県道・市道
■	鉄道
■	ため池
■	河川
■	地区界
■	用途地域界
■	高松市都市計画区域
■	高松市界

